

参考資料

令和4年第4回三豊市議会定例会
提出議案(条例等関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第114号関係 (三豊市公文書等の管理に関する条例及び三豊市粟島海洋記念公園条例の一部改正について)	3
・議案第116号関係 (三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について)	4
・議案第117号関係 (三豊市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部改正について)	15
・議案第118号関係 (三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について)	16
・議案第119号関係 (三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について)	17
・議案第120号関係 (三豊市職員の定年等に関する条例の一部改正について)	18
・議案第121号関係 (地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について)	23
・議案第122号関係 (三豊市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について)	35
・議案第123号関係 (三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について)	36
・議案第124号関係 (三豊市手数料条例の一部改正について(証明書手数料等))	38
・議案第125号関係 (三豊市手数料条例の一部改正について(高齢者等ごみ出し支援手数料))	39

		ページ番号
・議案第126号関係 (三豊市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について)	・・・	40
・議案第127号関係 (香川県中部広域競艇事業組合同規約の一部変更について)	・・・	41
・議案第128～136号関係 (香川県市町総合事務組合同規約の一部変更について)	・・・	42

【議案第114号関係】

三豊市公文書等の管理に関する条例及び三豊市粟島海洋記念公園条例 一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市公文書等の管理に関する条例(平成27年三豊市条例第2号) 一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(歴史公文書の利用請求及びその取扱い)</p> <p>第14条 市長は、文書館において保存されている歴史公文書について前条第4項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p> <p>(1) 当該歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <p>ア 情報公開条例第7条第1号に掲げる情報</p> <p>イ 情報公開条例第7条第2号に掲げる情報</p> <p>ウ 情報公開条例第7条第4号ア又はオに掲げる情報</p> <p>エ 情報公開条例第7条第5号に掲げる情報</p> <p>オ 情報公開条例第7条第6号に掲げる情報</p> <p>カ <u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第78条第1項第3号ロ</u>に掲げる情報</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(歴史公文書の利用請求及びその取扱い)</p> <p>第14条 市長は、文書館において保存されている歴史公文書について前条第4項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p> <p>(1) 当該歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <p>ア 情報公開条例第7条第1号に掲げる情報</p> <p>イ 情報公開条例第7条第2号に掲げる情報</p> <p>ウ 情報公開条例第7条第4号ア又はオに掲げる情報</p> <p>エ 情報公開条例第7条第5号に掲げる情報</p> <p>オ 情報公開条例第7条第6号に掲げる情報</p> <p>カ <u>三豊市個人情報保護条例(平成18年三豊市条例第12号)第16条第3号イ</u>に掲げる情報</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>

【第2条関係】 三豊市粟島海洋記念公園条例(平成18年三豊市条例第186号) 一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定管理者は、海洋記念公園を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 略</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定管理者は、海洋記念公園を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、<u>三豊市個人情報保護条例(平成18年三豊市条例第12号)</u>の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 略</p>

【議案第116号関係】

三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後(案)										現 行									
(勤勉手当) 第29条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあつてはこれに対する地域手当の月額を加算した額に、 6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105 を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、 6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50 を乗じて得た額の総額 3~5 略 別表第1(第4条関係) 行政職給料表										(勤勉手当) 第29条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあつてはこれに対する地域手当の月額を加算した額に _____ 100分の95 _____ を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に _____ 100分の45 _____ を乗じて得た額の総額 3~5 略 別表第1(第4条関係) 行政職給料表									
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
分号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	分号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	再任用職員以外	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500		2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000		3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400		4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300		5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600		6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700		7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900		8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900		9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000		10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100		11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200		12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900		13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700		14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700		15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700		16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600		17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400		18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200		19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900		20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700		21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200		22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200

78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600	381,600	393,300			
95		295,200	343,100	382,200	393,600			
96		295,600	343,500	382,800	393,800			
97		295,800	343,700	383,500	394,000			
98		296,100	344,100	384,100	394,300			
99		296,500	344,500	384,700	394,600			
100		296,900	344,800	385,300	394,800			
101		297,100	345,100	386,000	395,000			
102		297,400	345,500	386,600				
103		297,800	345,900	387,200				
104		298,100	346,300	387,800				
105		298,300	346,800	388,500				
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600	381,600	393,300			
95		295,200	343,100	382,200	393,600			
96		295,600	343,500	382,800	393,800			
97		295,800	343,700	383,500	394,000			
98		296,100	344,100	384,100	394,300			
99		296,500	344,500	384,700	394,600			
100		296,900	344,800	385,300	394,800			
101		297,100	345,100	386,000	395,000			
102		297,400	345,500	386,600				
103		297,800	345,900	387,200				
104		298,100	346,300	387,800				
105		298,300	346,800	388,500				
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500	

別表第2(第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500	

47	379,100	446,900	500,600	555,500	47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500	48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500	49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400	50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300	51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200	52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000	53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900	54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800	55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700	56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600	57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500	58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400	59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100	60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000	61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900	62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800	63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700	64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600	65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400		66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100		67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000		68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900		69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700		70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600		71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500		72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300		73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200		74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100		75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800		76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600		77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500		78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400		79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300		80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100		81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000		82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900		83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800		84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600		85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500		86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400		87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300		88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100		89		482,400	541,100	
90		483,000			90		483,000		
91		483,600			91		483,600		
92		484,000			92		484,000		
93		484,500			93		484,500		
94		485,100			94		485,100		
95		485,700			95		485,700		
96		486,300			96		486,300		
97		486,800			97		486,800		
再任用職	296,200	338,600	393,000	466,000	再任用職	296,200	338,600	393,000	466,000

100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400	353,700			
107			331,800	354,100			
108			332,000	354,500			
109			332,200	355,000			
110			332,600	355,400			
111			333,000	355,800			
112			333,400	356,200			
113			333,600	356,700			
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400	353,700			
107			331,800	354,100			
108			332,000	354,500			
109			332,200	355,000			
110			332,600	355,400			
111			333,000	355,800			
112			333,400	356,200			
113			333,600	356,700			
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	

82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			

82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			

137	300,900	331,700						
138	301,200	332,100						
139	301,600	332,500						
140	301,900	332,900						
141	302,100	333,200						
142	302,500	333,600						
143	302,900	333,900						
144	303,200	334,300						
145	303,400	334,600						
146	303,600	335,000						
147	303,900	335,400						
148	304,300	335,800						
149	304,500	336,100						
150	304,700	336,500						
151	305,000	336,900						
152	305,300	337,300						
153	305,700	337,600						
154	305,900							
155	306,100							
156	306,400							
157	306,700							
158	307,000							
159	307,300							
160	307,600							
161	308,000							
162	308,300							
163	308,600							
164	308,900							
165	309,300							
166	309,600							
167	309,900							
168	310,200							
169	310,600							
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	
備考	この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。							

137	300,900	331,700						
138	301,200	332,100						
139	301,600	332,500						
140	301,900	332,900						
141	302,100	333,200						
142	302,500	333,600						
143	302,900	333,900						
144	303,200	334,300						
145	303,400	334,600						
146	303,600	335,000						
147	303,900	335,400						
148	304,300	335,800						
149	304,500	336,100						
150	304,700	336,500						
151	305,000	336,900						
152	305,300	337,300						
153	305,700	337,600						
154	305,900							
155	306,100							
156	306,400							
157	306,700							
158	307,000							
159	307,300							
160	307,600							
161	308,000							
162	308,300							
163	308,600							
164	308,900							
165	309,300							
166	309,600							
167	309,900							
168	310,200							
169	310,600							
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	
備考	この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。							

【第2条関係】

改正後（案）	現 行
（勤勉手当） 第29条 略 2 略 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額 3～5 略	（勤勉手当） 第29条 略 2 略 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u> を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u> を乗じて得た額の総額 3～5 略

【議案第117号関係】

三豊市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例(平成18年三豊市条例第58号) 一部改正
新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後(案)	現 行
<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>

【第2条関係】

改正後(案)	現 行
<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>

【議案第118号関係】

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年三豊市条例第54号) 一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後 (案)	現 行
<p>(支給方法)</p> <p>第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。</p>	<p>(支給方法)</p> <p>第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。</p>

【第2条関係】

改正後 (案)	現 行
<p>(支給方法)</p> <p>第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。</p>	<p>(支給方法)</p> <p>第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。</p>

【議案第119号関係】

三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号) 一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後(案)	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「管理職手当受給職員」とあるのは「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「管理職手当受給職員」とあるのは「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>

【第2条関係】

改正後(案)	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「管理職手当受給職員」とあるのは「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「管理職手当受給職員」とあるのは「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

【議案第120号関係】

三豊市職員の定年等に関する条例(平成18年三豊市条例第45号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 定年制度(第2条—第5条)</p> <p>第3章 管理監督職務上限年齢制(第6条—第11条)</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</p> <p>第5章 雑則(第14条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。_____</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある</u>と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)</u>を延長した職員であつて、<u>定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)</u>を占めている職員については、<u>第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員</u>の退職により<u>生ずる欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が生ずる<u>こと</u>。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員</u>の退職による欠員を容易に補充することが<u>できず公務の運営に著しい支障が生ずること</u>。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>当該職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずる<u>こと</u>。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長さ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号_____)<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは</u>_____<u>、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き</u>_____<u>勤務させることができる。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員</u>の退職により_____公務の運営に著しい支障が生ずる<u>とき</u>。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員</u>の退職による欠員を容易に補充することが<u>できないとき</u>_____。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずる<u>とき</u>。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長さ</p>

れた期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)第24条第1項に規定する職(医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況、職務経歴等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職

れた期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、_____1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日_____の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は_____、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなった_____と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。
- 5 略

を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間

(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるものを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における三豊市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年三豊市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

【議案第121号関係】

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年三豊市条例第42号) 一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>(5) <u>三豊市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(再任用職員を除く。)</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p>

【第2条関係】 三豊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年三豊市条例第43号) 一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)~(9) 略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)~(9) 略</p>

【第3条関係】 三豊市職員の分限の手續及び効果等に関する条例(平成18年三豊市条例第44号) 一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果並びに職員の失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(降給に関する経過措置)</p> <p>3 <u>三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)附則第11項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに職員の失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p>

【第4条関係】 三豊市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成18年三豊市条例第47号) 一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、<u>その発令の日</u>に受ける給料の額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年三豊市条例第3号)第24条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、<u>給料</u>の額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年三豊市条例第3号)第24条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

【第5条関係】 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成18年三豊市条例第288号) 一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 三豊市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) 略</u></p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p>

【第6条関係】 三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年三豊市条例第50号) 一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員</p> <p><u> (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>4・5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員<u>で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期</p>

間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、**定年前再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

- 3 任命権者は、試験研究に関する業務に従事する職員で規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分(育児短時間勤務職員等にあつては単位期間ごとの期間について当該育児短時間勤務等の内容に従い定める勤務時間、**定年前再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあつては前条第3項の規定に基づき定める時間)となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、**定年前再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、**定年前再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、**定年前再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2・3 略

(介護休暇)

第17条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月(**定年前再任用短時間勤務**

間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、**再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

- 3 任命権者は、試験研究に関する業務に従事する職員で規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分(育児短時間勤務職員等にあつては単位期間ごとの期間について当該育児短時間勤務等の内容に従い定める勤務時間、**再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあつては前条第3項の規定に基づき定める時間)となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、**再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、**再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、**再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2・3 略

(介護休暇)

第17条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月(**地方公務員法第28条の4**

<p><u>職員</u></p> <p>_____にあつては、規則で定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>にあつては、規則で定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p>
--	---

【第7条関係】 三豊市職員の育児休業等に関する条例(平成18年三豊市条例第51号) 一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 三豊市職員の定年等に関する条例(平成18年三豊市条例第45号。<u>以下「定年条例」という。</u>)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) <u>定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第8条の2 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>定年条例</u> 第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) <u>定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 三豊市職員の定年等に関する条例(平成18年三豊市条例第45号_____)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第8条の2 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>三豊市職員の定年等に関する条例</u>第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)</p>

【第8条関係】 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。)にあつては、当該育児短時間勤務職員等の給料月額は、当該育児短時間勤務職員等</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。)にあつては、<u>その者</u>の給料月額は、<u>その者</u></p>

の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務職員等の給料月額は、当該育児短時間勤務職員等の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(規則で定める職員にあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務職員等の給料月額は、当該育児短時間勤務職員等の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

6 55歳以上の職員のうち規則で定める職員に関する前項の規定による昇給は、勤務成績に応じて規則で定める基準により決定するものとする。

7~9 略

(削除)

第6条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 育児休業法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員の給料月額は、前条第2項から第9項までの規定にかかわらず、これらの規定による当該短時間勤務職員の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤(職員が勤務のため、当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。)のため交通機関を利用して運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ、通勤する

の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(規則で定める職員にあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

6 55歳以上の職員のうち規則で定める職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(規則で定める職員にあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

7~9 略

10 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額とする。

第6条 再任用職員のうち、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 育児休業法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員の給料月額は、前条第2項から第9項までの規定にかかわらず、これらの規定によるその者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤(職員が勤務のため、その者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。)のため交通機関を利用して運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ、通勤する

ことが著しく困難である職員以外の職員であつて、在勤庁と職員の住居との距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(前号の規定に該当する職員及び在勤庁と職員の住居との距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員並びに育児休業法第18条第1項及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア~サ 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮した規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額)及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3~6 略

(時間外勤務手当)

第18条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にはその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、

ことが著しく困難である職員以外の職員であつて、在勤庁と職員の住居との距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下_____「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(前号の規定に該当する職員及び在勤庁と職員の住居との距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下_____「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下_____「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、短時間勤務職員及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア~サ 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮した規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃相当額)及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3~6 略

(時間外勤務手当)

第18条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、

第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超過したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である**場合には**、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

2 **定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員**

が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超過した勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超過した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間を超過して勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超過した勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間と、割振り変更前の勤務時間を超過して勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超過して勤務の時間(規則で定める時間を除く。)を合計した時間が1箇月について60時間を超過した職員には、その60時間を超過して勤務した全時間に対して、第1項

及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超過して勤務にあっては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である**場合には**、100分の175)、割振り変更前の勤務時間を超過して勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第10条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超過して勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超過して勤務にあっては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である**場合には**、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である**場合には**、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、割振り変更前の勤務時間を超過して勤務にあっては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

(特定の職員についての適用除外)

第25条 略

2 **第5条第2項から第5項まで及び第7項から第9項まで並びに第13条から第15条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。**

(期末手当)

第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超過したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である**場合は**、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

2 **短時間勤務職員**

が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超過した勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超過した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間を超過して勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超過した勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間と、割振り変更前の勤務時間を超過して勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超過して勤務の時間(規則で定める時間を除く。)を合計した時間が1箇月について60時間を超過した職員には、その60時間を超過して勤務した全時間に対して、第1項**(第2項の規定により読み替えて適用する場合は含む。)**及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超過して勤務にあっては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である**場合は**、100分の175)、割振り変更前の勤務時間を超過して勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第10条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超過して勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超過して勤務にあっては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である**場合は**、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である**場合は**、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、割振り変更前の勤務時間を超過して勤務にあっては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

(特定の職員についての適用除外)

第25条 略

2 **第13条**

から第15条までの規定は、**再任用職員**には適用しない。

(期末手当)

第26条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4・5 略

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3~5 略

附 則

11 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第13項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 三豊市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年三豊市条例第 号)による改正前の三豊市職員の定年等に関する条例(平成18年三豊市条例第45号)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(3) 三豊市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職

第26条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4・5 略

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3~5 略

附 則

を占める職員

(4) 三豊市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

13 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第15項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

18 育児短時間勤務職員等に対する附則第11項の規定の適用については、同項中「 Γ とする」とあるのは、「 Γ に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略								再任用職員以外の職員	略							
	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
		円	円	円	円	円	円										
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900								
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。 別表第2(第4条関係) 医療職給料表 ア 医療職給料表(一)									備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。 別表第2(第4条関係) 医療職給料表 ア 医療職給料表(一)								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級				職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級			
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額					号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略								再任用職員以外の職員	略							
	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額					再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000			
		円	円	円	円												
		296,200	338,600	393,000	466,000												

<p>備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師 <u> </u> 規則で定めるものに適用する。</p> <p>イ 医療職給料表(二)</p>							<p>備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師 <u>及び歯科医師</u> で規則で定めるものに適用する。</p> <p>イ 医療職給料表(二)</p>								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略						再任用職員以外の職員	略							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800
		円	円	円	円	円	円								
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800								
<p>備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。</p> <p>ウ 医療職給料表(三)</p>							<p>備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。</p> <p>ウ 医療職給料表(三)</p>								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略						再任用職員以外の職員	略							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200
		円	円	円	円	円	円								
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200								
<p>備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。</p>							<p>備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。</p>								

【第9条関係】 三豊市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年三豊市条例第62号)一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員で常勤のもの _____</p> <p>_____に支給される給与の種類は、給料並びに扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項 _____の規定により採用された職員に支給される給与の種類は、給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員で常勤のもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)に支給される給与の種類は、給料並びに扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>2 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に支給される給与の種類は、給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>

【第10条関係】 三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号) 一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公務のために旅行する三豊市職員(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項)に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第4条の規定により採用された職員を除く。)を除く。以下「職員」という。)等に対し支給する旅費に関し、必要な基準を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公務のために旅行する三豊市職員(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項)に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第4条の規定により採用された職員を除く。)を除く。以下「職員」という。)等に対し支給する旅費に関し、必要な基準を定めることを目的とする。</p>

【議案第122号関係】

三豊市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年三豊市条例第 号) 新旧対照表(抄)

【附則第2項関係】 三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員(法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) 地方公務員法第26条の2第1項 <u>又は第26条の3第1項</u>の規定による承認</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員(法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) 地方公務員法第26条の2第1項 _____ の規定による承認</p> <p>(2)・(3) 略</p>

【議案第123号関係】

三豊市職員の特種勤務手当に関する条例(平成18年三豊市条例第63号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)				現 行			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
手当の種類		支給を受ける職員の範囲	支給額	手当の種類		支給を受ける職員の範囲	支給額
略				略			
医療業務従事手当	医務手当	医療業務に従事する医師	給料月額 \times 110/100以内	医療業務従事手当	医務手当	医療業務に従事する医師	給料月額 \times 110/100以内
	危険手当	医療業務に従事するもの(医師を除く。)	月額 4,000円以内		危険手当	医療業務に従事するもの(医師を除く。)	月額 4,000円以内
	夜間看護手当	みとよ市民病院に勤務する看護業務に従事する職員で、夜間の勤務に従事したものの	1回につき4,000円以内		夜間看護手当	みとよ市民病院に勤務する看護業務に従事する職員で、夜間の勤務に従事したものの	1回 4,000円以内
	待機手当	みとよ市民病院に勤務する職員(医師を除く。)で、救急患者の診療等の業務のため正規の勤務時間以外に自宅等において待機を命ぜられたものの	1回につき1,000円		待機手当	みとよ市民病院に勤務する職員(医師を除く。)で、救急患者の診療等の業務のため正規の勤務時間以外に自宅等において待機を命ぜられたものの	1回 1,000円
	管理職員特別診療等手当	みとよ市民病院に勤務する医療職給料表(一)の適用を受ける職員(管理職手当の支給を受けている者に限る。)で、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間において1時間以上の診療業務等に従事したものの					
		1 当該業務に従事した時間(当該業務に従事した時間が2回以上に分かれる場合にあっては、これらを合計した時間。以下「診療等従事時間」という。)が1時間以上2時間未満の場合	1回につき5,000円				
		2 診療等従事時間が2時間以上4時間未満の場合	1回につき10,000円				
		3 診療等従事時間が4時間以上6時間未満の場合	1回につき15,000円				

		4 診療等従事時間が6時間以上の場合	1回につき20,000円				
		みとよ市民病院に勤務する医療職給料表(三)の適用を受ける職員(管理職手当の支給を受けている者に限る。)で、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間において1時間以上の診療業務等に従事したものの					
		1 診療等従事時間が1時間以上2時間未満の場合	看護部長 1回につき3,000円 看護師長 1回につき2,500円				
		2 診療等従事時間が2時間以上4時間未満の場合	看護部長 1回につき6,000円 看護師長 1回につき5,000円				
		3 診療等従事時間が4時間以上6時間未満の場合	看護部長 1回につき9,000円 看護師長 1回につき7,500円				
		4 診療等従事時間が6時間以上の場合	看護部長 1回につき12,000円 看護師長 1回につき10,000円				

【議案第124号関係】

三豊市手数料条例(平成18年三豊市条例第71号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)				現 行			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
区分	手数料の名称等	手数料の額		区分	手数料の名称等	手数料の額	
戸籍	戸籍の謄抄本又は全部若しくは一部の記録事項証明書手数料	1通につき	円 450。ただし、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回路で接続された端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)により証明する場合は、350とする。	戸籍	戸籍の謄抄本又は全部若しくは一部の記録事項証明書手数料	1通につき	円 450
		略				略	
住民基本台帳	住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300。ただし、多機能端末機により交付する場合は、200とする。	住民基本台帳	住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300
		略				略	
	住民票及び戸籍の附票の記載事項証明書の交付手数料	1通につき	300。ただし、多機能端末機により交付する場合は、200とする。		住民票及び戸籍の附票の記載事項証明書の交付手数料	1通につき	300
印鑑	印鑑証明手数料	1通につき	300。ただし、多機能端末機により証明する場合は、200とする。	印鑑	印鑑証明手数料	1通につき	300
		略				略	
略				略			

【議案第125号関係】

三豊市手数料条例(平成18年三豊市条例第71号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)				現 行		
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)		
区分	手数料の名称等	手数料の額		区分	手数料の名称等	手数料の額
略				略		
狂犬病予防	略			狂犬病予防	略	
一般廃棄物	高齢者等ごみ出し支援手数料	1月につき	1,000			
略				略		

【議案第126号関係】

三豊市子ども医療費助成に関する条例(平成18年三豊市条例第117号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、乳幼児(満6歳に達した日以後の最初の3月31日までの者)及び児童生徒(満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者のうち乳幼児以外のもの)をいう。 2~6 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、乳幼児(満6歳に達した日以後の最初の3月31日までの者)及び児童生徒(満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者のうち乳幼児以外のもの)をいう。 2~6 略</p>

【議案第127号関係】

香川県中部広域競艇事業組合同規約(昭和43年香川県告示第18号) 一部変更 新旧対照表(抄)

変更後(案)	現 行
<p><u>香川県中部ボートレース事業組合同規約</u> (組合の名称) 第1条 この組合は、<u>香川県中部ボートレース事業組合</u> (以下「組合」という。) という。</p>	<p><u>香川県中部広域競艇事業組合同規約</u> (組合の名称) 第1条 この組合は、<u>香川県中部広域競艇事業組合</u> (以下「組合」という。) という。</p>

【議案第128～136号関係】

香川県市町総合事務組合格約(平成16年香川県知事許可16自振第18114号) 一部変更 新旧対照表(抄)

変更後 (案)		現 行	
別表第1		別表第1	
(前略) 三豊総合病院企業団 土庄町小豆島町環境衛生組合 三 観衛生組合 香川県 三豊市 学校組合 香川県中部ボ ートレース事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行 政組合 さぬき市・三木町山林組合 東かがわ市外一市 一町組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 (後略)		(前略) 三豊総合病院企業団 土庄町小豆島町環境衛生組合 三 観衛生組合 香川県 三豊市 学校組合 香川県中部広 域競艇事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行 政組合 さぬき市・三木町山林組合 東かがわ市外一市 一町組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 (後略)	
別表第2		別表第2	
共同処理する事務	構成団体	共同処理する事務	構成団体
1 構成団体の職員の退職手当の支給に関する事務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾 川町 琴平町 多度津町 まんのう町 三 豊総合病院企業団 香川県 三豊市 学校 組合 香川県中部ボートレース事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 (後略)	1 構成団体の職員の退職手当の支給に関する事務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾 川町 琴平町 多度津町 まんのう町 三 豊総合病院企業団 香川県 三豊市 学校 組合 香川県中部広域競艇事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 (後略)
略		略	
8 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員に係る公務災害又は通勤による災害補償に関する事務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾 川町 琴平町 多度津町 まんのう町 ま んのう町外二ヶ市町(十郷地区)山林組合 まんのう町外三ヶ市町(七箇地区)山林組 合 伝法川防災溜池事業組合 三豊総合病 院企業団 土庄町小豆島町環境衛生組合 三観衛生組合 香川県 三豊市 学校組合 三観衛生組合 香川県 三豊市 学校組合 香川県中部ボートレース事業組合 仲多度 南部消防組合 大川広域行政組合 (後略)	8 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員に係る公務災害又は通勤による災害補償に関する事務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾 川町 琴平町 多度津町 まんのう町 ま んのう町外二ヶ市町(十郷地区)山林組合 まんのう町外三ヶ市町(七箇地区)山林組 合 伝法川防災溜池事業組合 三豊総合病 院企業団 土庄町小豆島町環境衛生組合 三観衛生組合 香川県 三豊市 学校組合 三観衛生組合 香川県 三豊市 学校組合 香川県中部広域競艇事業組合 仲多度 南部消防組合 大川広域行政組合 (後略)
略		略	
別表第3		別表第3	
選挙区	議員数	選挙区の構成団体	
略			
1 2	1 人	琴平町 香川県中部ボートレース事業組合 仲多度南部消防組合 琴平町五条財産区	琴平町 香川県中部広域競艇事業組合 仲多度南部消防組合 琴平町五条財産区
略			